

下條村事業者物価高騰対策支援金交付要綱

令和5年7月1日

(趣 旨)

第1条 この要綱は、国際情勢の激変等で電気・ガス・燃料費などの光熱費と資材費が高騰したことにより影響を受ける村内事業者を支援することを目的とし、下條村事業者物価高騰対策支援金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象事業者)

第2条 支援金の交付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する事業者とする。

- (1) 村内に住所を有する個人事業者及び村内に本店又は支店の法人登記を有する法人
但し、複数支店を有する事業者は全ての支店を合わせて1回の申請とする
- (2) 直近の決算売上額が24万円以上である事業者
- (3) 村が賦課する村税・国保税・使用料等の滞納が無い事業者

(支援金額)

第3条 前条の規定を満たす事業者に対し、村内に勤務する従業員数に応じて支援金を交付する。但し、従業員とする者は令和5年4月1日現在の正規雇用者、専従者給与を受けている者、雇用保険対象者又は6ヶ月以上の雇用契約者及び雇用主並びに会社役員等で村内において実質事業に従事している者とする。

2 支援金額の算出方法は次のとおりとする。

従業員数	支援金額
0～1人	一律 20,000円
2～5人	一律 50,000円
6～10人	一律 100,000円
11人以上	従業員数×10,000円 ※上限100万円とする

(交付申請)

第4条 支援金の交付申請は第2条に該当する個人事業者または法人の代表者が、下條村事業者物価高騰対策支援金交付申請書(様式第1号)に別に定める書類を添付して、村長に申請しなければならない。

- 2 前項に規定する申請は、令和5年7月1日から令和5年8月31日までに行わなければならない。

(交付の決定及び支援金の支払)

第5条 村長は、前条第1項に規定する申請があったときは、関係書類を審査し、適正であると認めた場合は、支援金の交付を決定するものとする。

- 2 交付決定通知は、支援金の支払をもって代えるものとし、交付しないことを決定したときは下條村事業者物価高騰対策支援金不交付決定書(様式第2号)により通知するものとする。

(補助金の返還)

第6条 村長は、偽りその他不正の手段により支援金を受けた者があると認めるときは、その者から支援金を返還させることができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、令和5年7月1日から適用する。

下條村事業者物価高騰対策支援金交付申請書

令和 年 月 日

下條村長 金田憲治 様

申請者（住所）

（氏名） ⑩

（日中に連絡可能な電話番号 _____）

下條村事業者物価高騰対策支援金交付要綱第4条の規定により、次のとおり申請します。

1. 従業員数

要綱第3条に規定する令和5年4月1日現在の従業員数

_____人

従業員数	支援金額	該当箇所に○印
0～1人	一律 20,000円	
2～5人	一律 50,000円	
6～10人	一律 100,000円	
11人以上	従業員数×10,000円 ※上限100万円とする	

2. 補助金額（上限100万円）

_____円

3. 添付書類

- 令和4年分の確定申告書及び収支内訳書、青色申告決算書等の写し
- 従業員数が確認できる書類
- 下條村事業者物価高騰対策支援金請求書（様式第3号）

4. その他

- ・申請期間は令和5年7月1日から令和5年8月31日までです。

以下事項に同意します。

1. 支援支給要件を確認するため、住民基本台帳、行政資料等を確認すること。
2. 支援支給後、支給要件に該当しないことが判明した場合は、支援金を返還します。

下條村事業者物価高騰対策支援金請求書

令和 年 月 日

下條村長 金田憲治 様

申請者 (住所)

(氏名)

印

下條村事業者物価高騰対策支援金を下記のとおり交付してください。

記

1. 請求金額 金 _____ 円

2. 補助金振込口座

金融機関名 (ゆうちょ銀行を除く)	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください)	フリガナ 口座名義
1.銀行 3.農協 2.金庫 4.信組	本・支店 本・支所	1普通 2当座		

ゆうちょ銀行	通帳記号 (※6桁目がある場合)	通帳番号 (右詰めでお書きください)	フリガナ 口座名義
ゆうちょ銀行の場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードの記号番号をお書きください。	1 0 ※		

※はがき郵送での支払通知書がご不要な方は、下記にチェックをしてください。

不要